

社会福祉協議会
(社会福祉事業法の改正)

現 行	見 直 し 後	備 考
<p>1 組織構成・性格</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>○ 市区町村・都道府県社協 社会福祉事業又は更正保護事業を営む者を中心とした事業者組織</p>	<p>○ 社協の正確を明確化</p> <p>① 市区町村社協 地域住民、社会福祉事業又は更正保護事業を営む者、ボランティア団体、NPOなどにより構成される地域の公益的、自立的組織</p> <p>② 都道府県社協 市町村社会福祉協議会、社会福祉事業又は更正保護事業を営む者の協議会組織</p>	<p>○ 地域福祉の主要な担い手である社協に、事業者だけでなく、福祉活動を行う住民などが参加することを明確化。</p>
<p>2 事業内容</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>○ 市区町村・都道府県社協 ・ 社会福祉を目的とする事業に関する調査、企画、連絡調整、普及宣伝 ・ 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助</p> <p>○ 市区町村社協のみ ・ 社会福祉を目的とする事業の企画、実施</p>	<p>○ 権利擁護など公益的な事業の追加</p> <p>① 市区町村社協 ・ 情報提供、総合相談、権利擁護などの適切なサービス利用を支援するための事業を新たに追加 ・ 日常生活支援などの地域住民の参加による事業に重点化</p> <p>② 都道府県社協 ・ 研修、経営指導などのサービスの質の向上に資する事業の拡充 ・ 情報提供、総合相談、権利擁護などの事業の新たな実施(市区町村社協と共同)</p>	<p>○ 一般の事業者には期待できない分野の事業を行うことを、社協の役割として明確化。</p>
<p>3 広域化推進</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>○ 市区町村を単位に設置</p>	<p>○ 広域的事業の実施、経営基盤強化のため、複数の市区町村を範囲とする社協の設立を可能とする</p>	<p>○ 小規模町村等において社協は、介護保険事業等に担い手として期待される。</p>

都道府県社会福祉協議会と市区町村社会福祉協議会の概要

	都道府県・指定都市社会福祉協議会	市区町村社会福祉協議会
法的位置づけ	社会福祉事業法第74条	社会福祉事業法第74条
組織	市区町村社協、社会福祉関係団体、社会福祉施設等により組織	市区町村の住民組織、社会福祉関係団体、社会福祉施設等により組織
法人化率	100%	99%
設置数	59か所	3,368か所*
連絡調整	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 市区町村社協の連絡調整 ◎ 社会福祉施設連絡協議会の運営 ○ 民生委員・児童委員協議会の運営 ○ 老人クラブ連合会の運営 ◎ 関係機関・団体の連絡調整 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地区社協の創設、指導、連絡調整 ○ 社会福祉施設の連絡調整 ○ 民生委員・児童委員協議会の運営 ○ 老人クラブ連合会の運営 ○ 関係機関・団体の連絡調整
事業	住民を進めめる事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ ボランティアセンターの運営 ○ ボランティア団体の支援 ○ ボランティア体験月間の実施 ○ 福祉教育の推進 ○ 福祉講座、介護講座等の実施 ○ ふれあい広場(地域での交流イベント) ○ 小地域住民福祉座談会
	住民による事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 小地域福祉活動(見守り、声かけ、訪問活動等) ○ 食事サービス ○ 家事援助サービス ○ 介護サービス ○ 手話通訳派遣 ○ 在宅介護者リフレッシュ事業 ○ 福祉施設訪問 ○ 障害者、老人のレクリエーション、スポーツ
	受託事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ ホームヘルプサービス ○ デイサービス ○ 在宅介護支援センター ○ 小規模作業所 ○ 児童館
その他	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 共同募金への協力 ◎ 生活福祉資金の貸付 ◎ 心配ごと相談事業の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 共同募金への協力 ○ 生活福祉資金の貸付 ○ 心配ごと相談事業 ○ 老人福祉週間行事 ○ 歳末慰問、激励金品の配布

◎：すべての社会福祉協議会が実施 / ○：一部の社会福祉協議会が実施

※ 平成11年4月1日現在